

9月30日第2回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議 における有識者の提出資料

横浜市提出資料	3
NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二 氏 提出資料	15
子どもの虹情報研修センター 研修部長 増沢 高 氏 提出資料	25

9月30日第2回児童虐待防止対策に関する
副大臣等会議における“横浜市”提出資料



横浜市こども虐待防止のキャラクター、名前は「キャッピー：CAPPY」です。
Child Abuse Prevention in Yokohama (よこはまこども虐待防止)
の頭文字から名づけました。

横浜市における 児童虐待対策について

平成26年9月30日（火）



横浜市における児童虐待対策の概要

■ 横浜市の概要



■ 児童虐待対策プロジェクトに基づく8つの対策（取組例）

一対策 1－ 支援策の充実	一対策 2－ 体制の整備・強化	一対策 3－ 組織的対応 の強化	一対策 4－ 人材育成	一対策 5－ 関係機関相互 の連携強化	一対策 6－ 社会的養護の 推進	一対策 7－ 広報啓発の 強化	一対策 8－ 地域の子育て 支援事業の推進
<ul style="list-style-type: none">「育児支援家庭訪問事業」「産前産後ヘルパー派遣事業」の実施●母子健健康手帳交付時の看護師による面談など妊娠期からの相談・支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・区の虐待対応の体制整備・小学校の児童支援専任教諭の全校配置	<ul style="list-style-type: none">・「要保護児童等進行管理台帳システム」の改修●児童虐待及び不適切養育の共有ランク表の制定●養育支援・子ども虐待対応実務マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none">・区と児童相談所の責任職・職員が参加する、双方향での「実地研修」を実施。●神奈川県警本部と児童相談所と合同「臨検・捜索」研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・施設等退所後児童に対するアフターケア事業」の推進●居所不明児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・11月の児童虐待防止推進月間の他に毎月5日を子供虐待防止推進の日（条例制定）と定め幅広い広報・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none">・「こんなには赤ちゃん訪問事業」の拡充・子育てを支える人材の育成や支援者のネットワークの推進	

- 行政区……18区
- 児童相談所…4か所
- 面積……約440km²
- 人口……約370万人
- 児童人口……約59万人

横浜市における児童虐待対応の仕組み



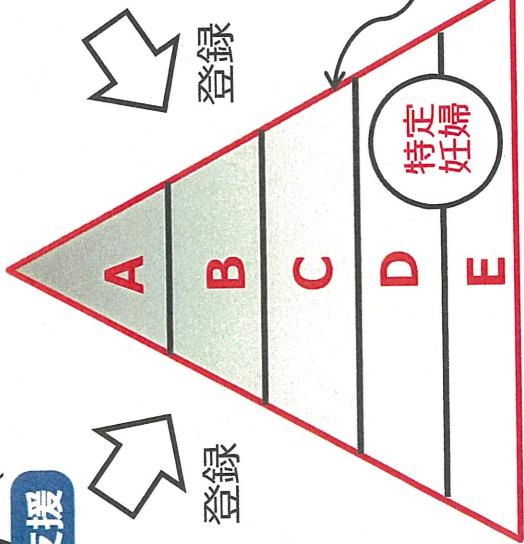
子ども本人・家族・近隣・関係機関など



主担当機関を明確にした支援

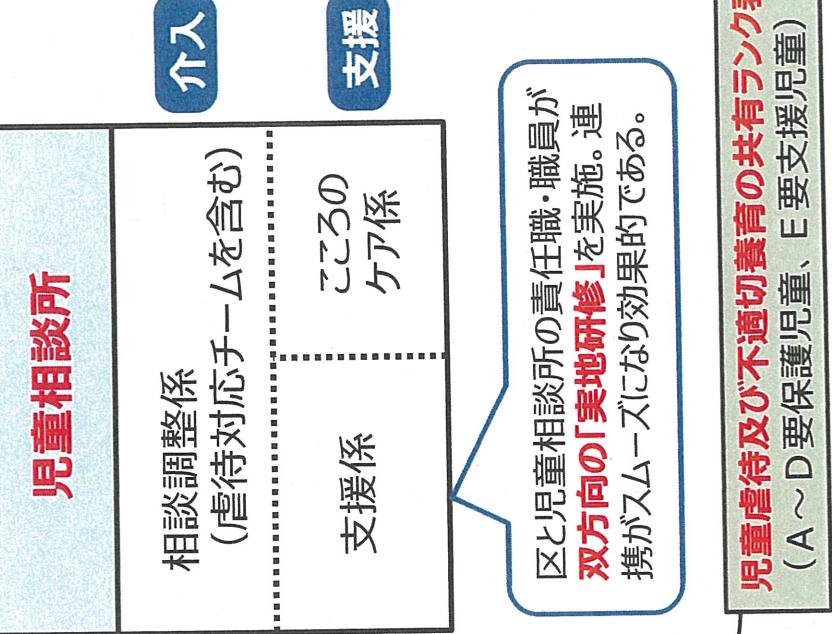
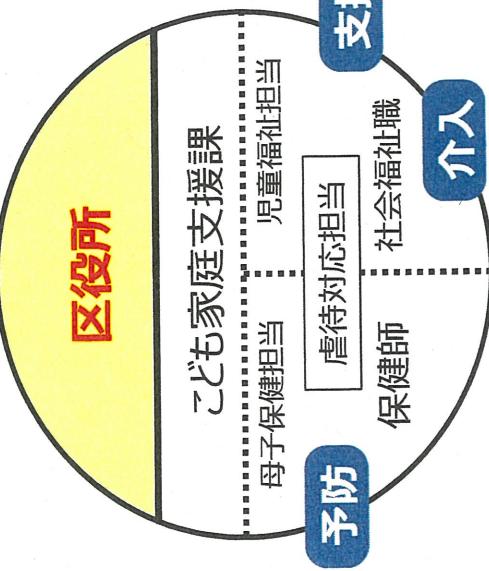


要保護児童等の一元管理
(3か月に一度進行管理会議の実施)



要保護児童等進行管理台帳 (電算システム) 登録数5429人 (平成26年6月末)

- 虐待対応担当は、係長1、保健師1、社会福祉職1の体制。
専任は保健師のみ。
コーディネート機能を担っている。
- 母子保健と児童福祉が
一体的に対応。



児童虐待及び不適切養育の共有ランク表

* ランク決定は組織での協議を基本とする。

区分		身体的虐待	性的虐待		
ラク	ネグレクト				
A (生命の危機あり)	「身体的虐待等による、生命の危険にかかるる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために病死・重病死の危険性があるもの	<p>○明らかなく外傷は認められないが、生命に危険な身体的暴力がある又は可能性がある (逆さ吊りにする、投げる、踏みつける、乳幼児を激しく搔きぶる等)</p> <p>○窒息の可能性がある(首を絞める、鼻と口を封ふさぐ、水に漬ける、布団蒸しにする 等)</p> <p>○頭部の外傷がある(乳幼児を投げる、頭部を殴る、蹴る、踏みつける等)</p> <p>○重い外傷がある(墜落産)</p> <p>○無理心での殺害や、保護者の自殺の危険がある ○子どもの殺害や、保護者の殺害がある(※保護者がから「死にたい」「子どもを殺してしまいそ」等の発言があった場合は、特に留意して対応すること)</p>	<p>○生存に必要な食事や衣類等を与えていない ○脱水症、栄養失調のための豪華な服を着ている ○乳幼児の栄養や置き去り、また乳幼児だけで放置する ○生命的危険がある状態にもかかわらず医療を受けていない</p> <p>※保護者以外の同居人にによる虐待行為(身体的・性的、心理的)を、保護者が放置している場合、保護者によるネグレクトと認定する。(ラックは、同居人により行われている行為の内容や状況により判断すること)</p>		
A (重度)	「可能性」があるもの(児童相談所による一時保護の対象が必要なもの)	<p>○複数回以上の医療が必要な外傷がある(頭部外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷等)</p> <p>○新旧混在した傷がある</p> <p>○室内に打撲傷がある</p> <p>○一室に閉じ込める又は家から出さない等の監禁行為がある</p> <p>○成長に必要な食事を意図的に与えない</p> <p>○保護者が子どもを意図的に病気にさせる等の状況がある</p>	<p>○成長に必要な食事や、衣類、衛生環境を与えていない、慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていません、入院治療を要する状況にもかかわらず医療を受けさせていません</p> <p>○登校を拒否している。</p> <p>○学校に出席するのに、学校へ就学させたくない(就学手続等が行われていません等)</p>		
B (中度)	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもの(一時保護等児童相談所による連絡した開拓が必要なもの)	<p>○あざや連れが残る暴力がある</p> <p>○腰等による小傷がある</p> <p>○腰等による強制的・過度の拘束</p>	<p>○成長に必要な食事や、衣類、衛生環境を与えていない、慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていません、入院治療を要する状況にもかかわらず医療を受けさせていません</p> <p>○強制的に性的描写や性交渉を見せている</p>		
C (軽度)	保護者に一定の行動抑制はあるが、実際にこどもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるもの(区や児童相談所、地域による開拓が必要なもの)	<p>○外傷が残るほどではないが暴力がある</p>	<p>○暴力が大人的監護など家庭によって程度を判断する)</p> <p>○年齢の状況に合わせて衣服等であるなど、慢性的に異臭がする、不潔である。季節による生活環境がある</p> <p>○保育園・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく長期間欠席が続いている</p>		
D (危険有)	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる見直	<p>○現在、明らかに虐待は認められないが、保護者や家庭状況の変化により、虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが次けると虐待が発生する可能性が高い</p> <p>○当該の子どもへの明確な虐待が確認されないが、きょうどいへの虐待が確認される可能性が高い、</p> <p>○保護者や児童との面談では、虐待の実事が確認できなければ、通告の内容でない、</p> <p>○乳幼児健診査や予防接種(定期接種)、合理的な理由で受けさせできない、</p> <p>○居住実態が把握できない児童(住民票に記載された住所地に居住しておらず、関係機関による目視確認ができない児童)(※その他の状況により、ランクを上げる)</p>	<p>○健康問題を起こすほどではないが、食事・住居・衣服など養育上不適切な状況がある</p> <p>○保育園・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正當な理由なく欠席が多い、</p> <p>○入浴中のぞいたり、浴室に入る子どものに対して卑猥な言葉を發する</p> <p>○アダルトサイトやアダルト雑誌等を無責任に子どもの目に触れる状態にしたりする</p>		
要 保 護 児 童		<p>(養育) 三 支 援</p>			
要 支 援 児 童		<p>(養育) 三 支 援</p>			
出産前の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠					
<p>○すでに養育の問題がある妊娠(要保護児童、要支援児童を養育している妊娠)</p> <p>○支援者の見られないが、適切に養育を行えていない面(不適切な養育状況)が見られる</p> <p>○支援により不適切な養育状況の改善が期待される</p> <p>○継続的な支援を必要としている</p>					
特定妊娠					
<p>○すでに養育の問題がある妊娠(要保護児童、要支援児童を養育している妊娠)</p> <p>○支援者の自尊がないか、知識(未婚(未妊娠)はひとり親家庭など身近な支援者)がないか、夫の協力が得られないなど)</p> <p>○妊娠の自尊がないか、妊娠、出産の準備をしていない妊娠</p> <p>○思ひがけない妊娠をした妊娠(育てられない、もしくはその思い込みがある、姪外で妊娠をした妊娠など)</p> <p>○若年妊娠</p> <p>○精神疾患がある妊娠、知的な課題がある妊娠、アルコール依存や薬物依存がある妊娠など</p> <p>○経済的に困難している妊娠</p> <p>○妊娠の未提出、母子健康手帳未交付、妊娠健康診査未受診または受診回数の少ない妊娠</p>					

区と児童相談所の連携強化指針・業務マニュアルの作成



■ 虐待の発生予防から通告対応、区と児童相談所との連携方法等を具体的に示したマニュアルを作成

子ども虐待対応の手引き
厚生労働省からの各種通知 等

平成22年度 児童虐待対策市長プロジェクト
平成24年度 児童虐待対策連携強化市長プロジェクト



横浜市子ども虐待対応における連携強化指針の策定（平成26年1月）

- 【主な内容】
- 区と児童相談所の役割の明確化
 - 区と児童相談所の具体的な連携のあり方
 - 区に虐待対応調整チームを編成することとし、その役割を示した



反映

児童相談所のマニュアル



反映

区のマニュアル

養育支援・子ども虐待対応実務マニュアルの作成（平成26年7月）

…対応方法を業務担当（職種）ごとに具体的に示した。

- 第2章 母子保健活動における虐待予防
- 第3章 区における子ども虐待対応の体制（要対協事務局としての役割等）
- 第4章 相談・通告の受理・調査
- 第5章 アセスメントに基づいた支援
- 第7章 進行管理のあり方（児童相談所との連携・役割分担）
- 第10章 個別ケース検討会議の進め方
- 第11章 区役所組織内部の連携

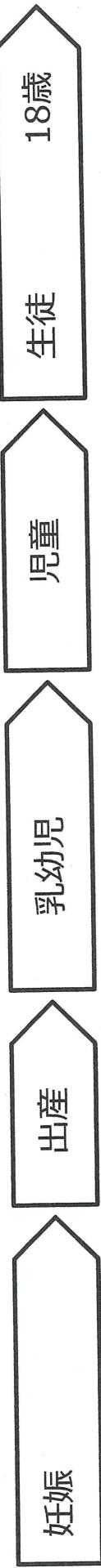
児童相談所各係の業務マニュアルを改訂中

- 各係ごとに業務内容を具体的に示した。

※実際の運用状況によって
双方のマニュアルを随時改訂



母子保健活動における児童虐待待予防 育児困難なハイリスク家庭の早期発見・相談の場



※
妊娠届・母子健康手帳交付

- ・妊娠健康診査
- ・母親教室
- ・両親教室
- ・新生児訪問
- ・未熟児訪問
- ・妊娠婦訪問
- ・乳児全戸訪問
- ・4か月児健康診査
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・予防接種 等

思春期相談

18歳

生徒

※参考

出生数

妊娠届件

児童

30,753人 (H25年中)

34,192件 (H25年度)

18歳

子ども家庭相談・女性の健康相談・女性福祉相談・精神保健相談などの各種相談

地域保健活動、民生委員・児童委員、医療機関受診、地域子育て支援拠点等との関わり

電話相談 / 来所相談 / 家庭訪問 / 関係機関からの連絡 / 児童虐待通告



妊娠期からの切れ目ない支援へ特定妊婦の早期把握と相談支援へ

■ 妊娠届出時の看護師面談からスタートする児童虐待の予防 ～妊娠期からの多職種による一環した育児支援体制の構築～

妊娠届出時に全数面談を行うため、区役所に看護師を配置 → 91%の妊婦と面接

- 妊娠(に)当む方が相談しやすい体制を整備（専任の看護師を面接相談員として配置）
- 妊娠・出産・育児の支援について伝えることで、出産後も母（父）親が孤立せずに安心して子育てできるよう支援
- 妊娠届出時のアンケートを活用した、相談と支援ニーズの把握
- 支援ニーズに対応した相談体制を整備し、妊娠・出産に伴う不安を解消、特定妊婦の継続的支援

■ 支援ニーズに対応した相談体制

(保健師・助産師・社会福祉職、女性福祉相談員、保育コンシエルジュ、事務職)

- 保健師……望まない妊娠、10代の妊娠や精神疾患や身体障害がある妊婦、未婚、内縁など家族背景をもつ妊婦、妊娠後期・出産後の妊娠届、飛び込み出産などの周産期のハイリスク事例への相談・支援。
- 地域の子育て資源の紹介や母子保健サービスの利用調整。
- 助産師……妊娠・出産に関する母子とその家族に対する専門的な支援を行うため、区役所に助産師を配置。
- 助産師は地域の分娩施設の情報提供から妊娠・出産の不安や悩みの相談をはじめ、高齢出産、不妊治療による妊娠・出産など個々の状況に寄り添ったきめ細やかな相談支援。

★社会福祉職……ひとり親家庭の支援、助産制度など、各種福祉サービスの相談と利用調整。

女性福祉相談員……DV、離婚

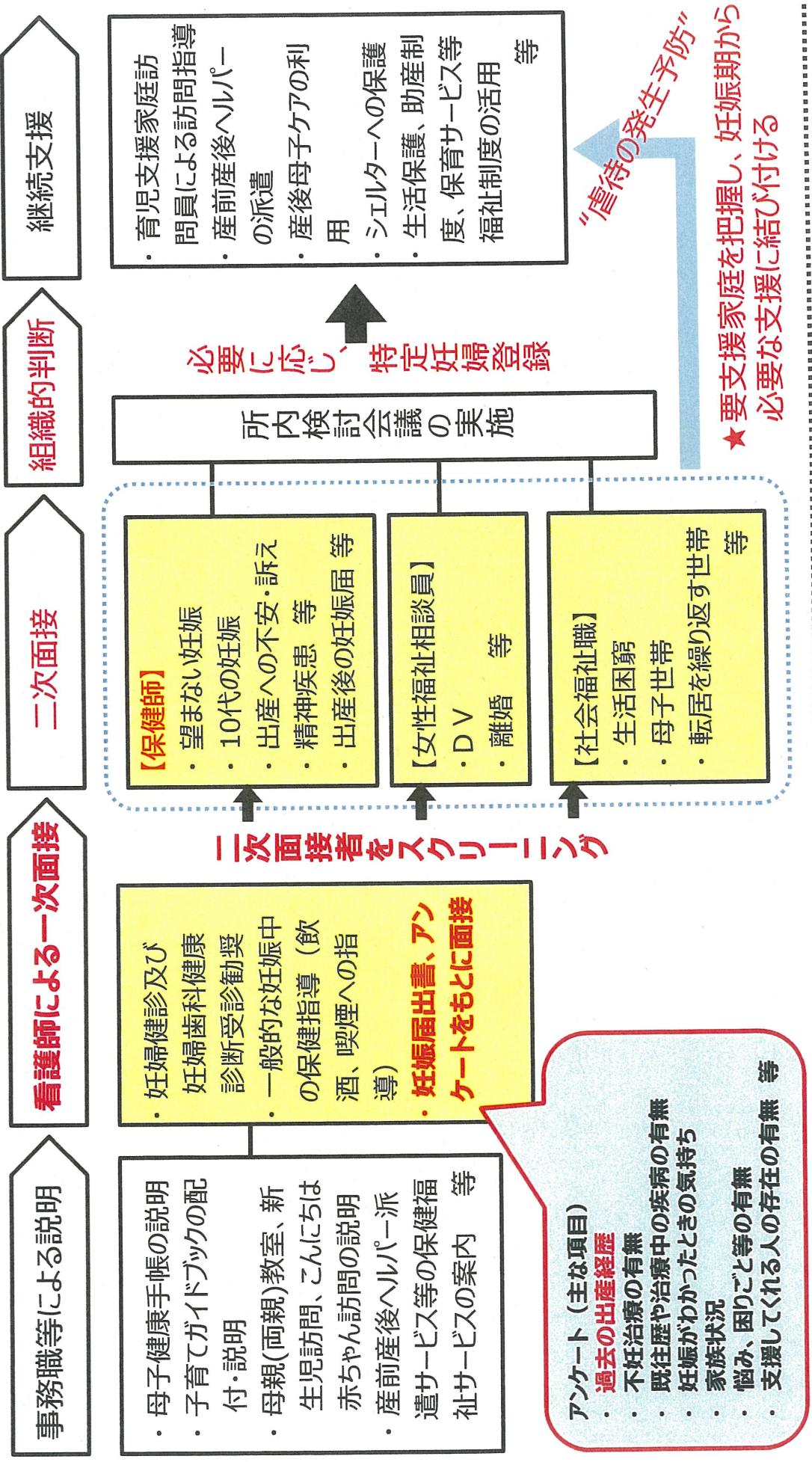
保育コンシエルジュ……保育資源や保育サービスの情報提供

事務職……母子健康手帳の交付、使用方法の説明、未熟児養育医療等の案内・子育てサービスの情報提供。

★行政職の専門職として、助産師・社会福祉職を雇用し、全区役所に配置しているのは全国的にも珍しい

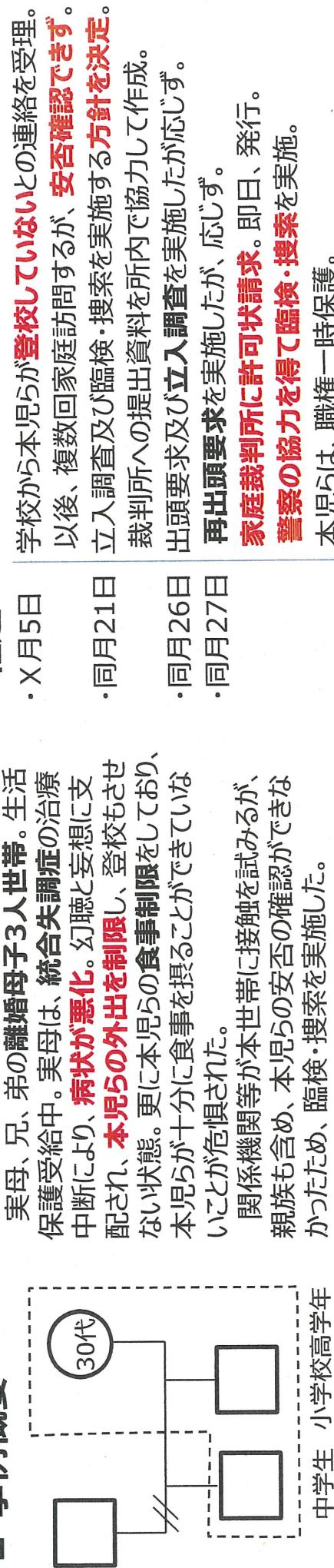
妊娠期から切れ目がない支援体制を充実することが重要

■ 看護師による母子健康手帳交付時の全数面接（平成22年度開始）



臨検・捜索の実施から学んだこと

■ 事例概要



■ 経過

- ・X月5日 学校から本見らが**登校していない**との連絡を受理。
- ・同月21日 以後、複数回家庭訪問するが、**安否確認できず**。立入調査及び臨検・捜索を実施する**方針を決定**。
- ・同月26日 裁判所への提出資料を所内で協力して作成。
- ・同月27日 出頭要求及び立入調査を実施したが、応じず。**再出頭要求を実施したが、応じず。**
- ・同月27日 **家庭裁判所に許可状請求**。即日、発行。**警察の協力を得て臨検・捜索を実施。**
本見らは、職権一時保護。

● 正確な事務手続きの理解

- 臨検・捜索は、根拠に基づく正確な手続きが必要である。
- マニュアルを整備し、裁判所への手続きを正確に行えるよう理解する必要がある。

● 定期的な研修の開催

実際に踏み込む場面を体験できるような臨検・捜索の研修を定期的に開催する。

本市では神奈川県警本部の協力を得て、警察学校の模擬家屋を使用した研修を毎年実施している。

● 迅速な情報収集

- 支援方針の判断に必要な情報を、関係機関から迅速に集める。
- **組織的な対応の徹底**
担当者一人に抱え込ませず、組織的に支援方針の検討を行う。

● 準備

● 判断

● 協力

- 関係機関との連携・協力
- 資料作成や当日の立会い等、関係機関の協力は不可欠である。日頃からの連携も重要。

- 児童相談所内の協力
- 臨検・捜索の手続きは資料作成や鍵業者の手配等多岐に渡るため、所全体で協力することが重要。

横浜市における居所不明児童対策①



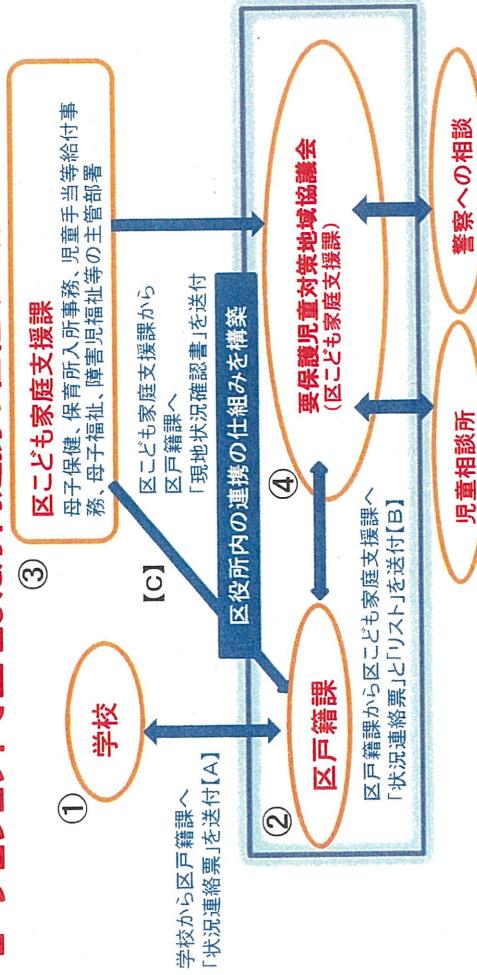
1 「乳幼児期から学齢期の居所不明者にかかる検討プロジェクト」の経過

（取組の視点）
本市において、平成25年4月に6歳女児が児童虐待により死亡する事件が発覚。「住民票を移さず転居を繰り返す」「未就学である」という情報が自治体間で共有されなかつた。
「乳幼児健診を未受診であつたり、就学させてもらえない子どもについては、「不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭」として位置付け「要保護児童対策地域協議会」を中心とした新たな取組を開始しました。

【背景】

本市において、平成25年4月に6歳女児が児童虐待により死亡する事件が発覚。「住民票を移さず転居を繰り返す」「未就学である」という情報が自治体間で共有されなかつた。
（取組の視点）
乳幼児健診を未受診であつたり、就学させてもらえない子どもについては、「不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭」として位置付け「要保護児童対策地域協議会」を中心とした新たな取組を開始しました。

2 プロジェクトで整理した府内連携の仕組みづくり



3 要保護児童対策地域協議会に基づく詳細な調査と進行管理

【要保護児童対策地域協議会に位置付けられた業務】

- 「居住実態が把握できない児童」は、「児童虐待のリスクが高い」要保護児童（Dランク）として進行管理を実施。
 - 調査の結果、他市、他区に転居先が判明した場合 ⇒ 繼続支援依頼
 - 虐待リスクや事件性を示す情報がある場合は、児童相談所や警察署と連携し対応する。
 - 最終的に、居所が確認できない児童 ⇒ 警察への行方不明者届の提出を検討。
 - 18歳到達年度まで情報を管理する。

④ [区こども家庭支援課（要保護児童）]

- 戸籍課や他課、他機関の情報収集約、一元化
- 不適切養育や虐待リスクの判断、要対協に基づく詳細な調査の必要性を判断
- 近隣情報（民生児童委員等）の収集。
- 児童手当等の受給確認、差止の判断。
- 家族親族の戸籍謄本等の取寄せ、調査。
- 東京入国管理局への出入国記録の照会。
- 他機関、他自治体への照会・情報収集。

↓
（資料又は情報の提供等）

横浜市における居所不明児童対策(2)

4 居所不明児童対策の強化 一国の制度及び予算に関する横浜市からの提案一 (平成26年6月25日、26日)

居住実態が把握できず、かつ転出先が分からぬ子どもの情報について、自治体間で共有する全国レベルの仕組みを作り、子どもの状態把握をより徹底していくことが課題であるため、横浜市長から内閣官房、文部科学省、厚生労働省、法務省に対し要望書を提出しました。

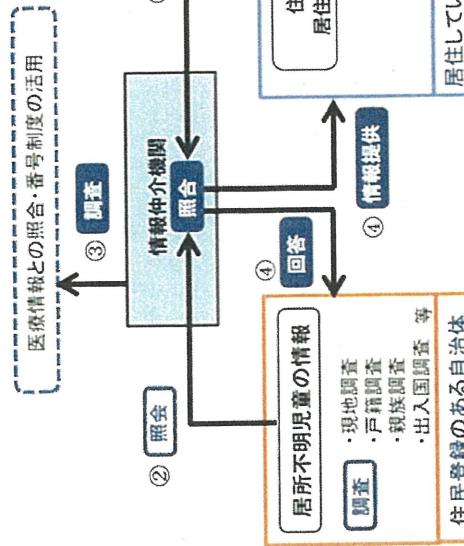
【提案内容】

- 1 情報仲介機関による全国的な仕組みの創設
- 2 「情報共有のルール化」に向けた支援
- 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【課題】

- 住民票があつても居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者からの暴力から逃難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体があります。
- 現住所が特定されないよう「間接的な情報共有」が可能な仕組みが必要です。
- 外国籍につながる方は、住民票を異動せずに母国と日本の間で出入国を繰り返すことが多く、出入国記録の照会結果が重要となります。
- 二重国籍を持つ子どもの場合は、出国している可能性が高くとも、出国記録の確認ができない場合があります。

1 情報仲介機関による全国的な仕組みの創設



■情報仲介機関は、全国から集約した居所不明児童の情報を活用し情報提供を行ふ。

- ① 住民登録を受け付けた情報は、児童を発見したり、就学手続きを照会する。
- ② 居所不明児童のある住民登録の情報は、児童の情報を情報仲介機関に登録する。
- ③ 情報仲介機関は、自治体からのお情報を照合するとともに独自で調査を行う。
- ④ 自治体に回答・情報提供する。住民票を異動せずに、転出先で就学手続きを受理した教育委員会の情報については、住民票登録地の自治体に対し、転出先の自治体名を伝えずに就学の確認のみを伝える。

2 居所不明児童の調査や情報共有の際の「共通ルール」の設置等

- 居所不明児童の調査を行う自治体に対し、情報共有に関する明確なルールを提示（情報仲介機関が保有する個人情報の範囲と、照会に対して提供する情報の範囲を定める）
- 住民登録のない自治体が児童の情報を情報仲介機関に登録する際の、個人情報の目的外利用の手続の簡素化
- 入国管理局での照会項目の改善（例：出生から直近までの期間を照会期間とできる、また、氏名表記に加え「生年月日」、「本籍地」による照会を可能とする等）
- 児童相談所等の調査権のみならず、公的機関に対し調査協力要請ができる権限の付与等
- 番号制度の活用の検討等

1 児童相談所の体制強化

2 市町村（虐待対応担当部署・母子保健担当部署）の体制強化

3 専門性の向上（自治体・児童相談所・医療機関・警察・学校等）

4 予防・在宅支援施策の充実

- 虐待の発生予防プログラム
(妊娠SOS相談窓口の設置、産後ケア事業及び産前産後ヘルパー派遣事業 等)
- 虐待のリスクが高い家庭に対する早期支援プログラム
(支援効果のある対象者の適切な選定。ハイリスク家庭に対する看護職による集中的な家庭訪問プログラムの研究)
- 親支援プログラムの充実

9月30日第2回児童虐待防止対策に関する
副大臣等会議における“後藤 啓二氏”提出資料

[児童虐待防止対策に関する副大臣等会議(2014.9.30)提出資料]

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤 啓二

子ども虐待死ゼロを目指す法改正について

第1 法改正の目的

虐待死させられる子どもゼロ、及び虐待される子どもをできる限り少なくし、できる限り多くの子どもが前向きに生きることをめざす（結果として、子ども虐待の社会的コスト（年間1.6兆円との研究あり）の削減と少子化の歯止めが期待できる）

第2 現状

- ・虐待死させられる子どもの数は、明らかなものだけで年間約100人
　0歳児が最も多く4割を占める（心中以外）
- ・最悪殺されている可能性のある所在不明児童は約2,900人（5/1現在）
- ・児童相談所、市町村、警察が関与しながら虐待死を防げなかった事例多く
　これらの機関の無関心、消極的姿勢と情報共有・連携のなさが目に余る

第3 関係機関の取組みの問題点

1 児童相談所、市町村、警察が虐待情報を共有せず、連携して対応しない

←縦割り・縛張り意識強く、イギリス・アメリカのような虐待情報の共有も連携もない。児相は夜間対応もできず人員も少ないにもかかわらず、案件を抱え込み、安否確認を行わず、長期間家庭訪問せずその間に虐待死に至る。警察に情報提供しないため、警察が110番で急行した際、警察官が親に騙され、子どもを救えない。所在不明や面会拒否、親の暴力性強い事案も警察に連絡せず虐待死に至る。

←警察は児相に通告するのみで、自ら子どもを保護せず、児相と協力して家庭訪問し子どもの安否確認も親への指導もせず、児相に対応丸投げ。大人が被害者のストーカー事案では警告や被害者保護等被害抑止に力を入れているのに比べ、事後的に親の検挙はするが、子ども虐待抑止の取組みはゼロに近い。家庭という密室で逃げることも助けを求める事もできない子どもこそ守るべきでは。

←全国的な情報システムなく虐待・未就学等の家庭が転居すれば対応不能に。

2 所在不明児童を真剣に探さない一未就学、乳幼児健診未受診を放置

←個人情報保護、守秘義務を正当化理由とする連携拒否、サボタージュが顕著
←全国的な情報システムなく調査・把握が困難

3 危険な状態にある子供を一時保護しない、危険な親に安易に戻してしまう

←児相は子どもの安全よりも親の言いなりになる傾向、医師の見解に従わない、通告した市町村、病院、保育所の懸念を無視するなど独善的な傾向否定できず

4 子育て困難な妊産婦を(養子縁組あっせんを含め)支援する取組みが不十分

←医師が把握した場合の通報制度がなく、市町村が把握できないことが多い

5 虐待を受けた子どもに対する精神的な治療・ケアが行われていない

←生き延びた子どもも思春期以降精神的・心理的に様々な困難に直面

第4 必要な法改正の概要

1 児童相談所・市町村・警察が情報共有し人員を出し合って子どもを守る

- (1)児相・市町村・警察は、虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う。
- (2)児相は通告先が所在不明、面会拒否等の場合には警察に通報し保護に当たる。
- (3)警察は、子どもの命が危険と認められる場合には緊急に保護し、身柄を速やかに児相に預ける。
- (4)虐待家庭が転居した場合に転居先で対応できるよう情報システムを整備する。

2 市町村・警察・児童相談所が所在不明児童の発見・保護活動を真剣に行う

- (1)市町村は、所在不明児童についてシステムの整備を含め情報共有を行い(DV家庭等の情報漏えいには防止措置を講ずる)、所在調査、目視での安全確認を行うものとし、安全確認ができない場合には警察に発見・保護を要請する。
- (2)警察は、要請を受けた場合には直ちに発見・保護に当たるものとする。
- (3)自治体、郵便局、電話会社等は、市町村、警察から転居先、通話先、位置情報等子どもの所在調査のための情報提供を求められた場合には応じるものとする。

3 児童相談所は子どもの命を最優先に一時保護(及びその解除)を行う

- (1)児相は、親に虐待歴がある等危険があると認められる場合には積極的に一時保護し、一時保護を解除する場合には警察等と連携し安全確保措置を講ずる。
- (2)児相は、医師の虐待であるとの専門的判断に原則として従うものとし、通告した市町村・病院、学校、幼稚園、保育所等の意見を尊重することとする。

4 子育て困難な妊産婦を妊娠中・出産直後から支援する

医師は、望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦について市町村に連絡するものとし、市町村・児相は妊娠中から(養子縁組あっせんを含め)必要な支援を行う

5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングを無償で実施する

第5 直ちに法改正が必要かつ可能で、法改正しない・できない理由がないこと

- 1 児相・市町村・警察が虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行えば、虐待死・虐待のエスカレートは抑止されることは明らか。ストーカー事案でも警察の警告により大部分はおさまる。この取組みは法で義務付けなければ、縦割り意識が強い多機関での虐待情報の共有も連携も進まない。また個人情報保護、守秘義務という法律上の制約があることから、法で情報の共有を義務付けなければ実施されない。ストーカー対策も法律が制定され初めてまとまに取り組まれた。児相の多忙な業務も一部改善され、子どものケアや養子縁組あっせん等の対応が可能に。
- 2 児相の一時保護は「権限」ではなく「義務」であること、子どもの命を最優先で一時保護すべきことを法で明記しなければ、親の言い分をうのみにして子どもの安全をなおざりにしている現状は改まらない。一時保護された子どもの一時保護歴は 46%にも上ることから一時保護の運用とその後の親への指導が問題あることは明らか。
- 3 本改正案は、児相、市町村、警察に子どもを虐待から守るために真面目に取り組むことを義務付けるものにすぎず、国民の権利を何ら制限するものではなく(医師に通報義務が課せられるが多くの医師の団体からの同意あり)、直ちに法改正が可能。反対する者もいるとすれば、新たな取組みを求められるこれらの関係機関以外考えられないが、そのような反対は決してなさらないものと確信。
- 4 法改正でなく通達の発出で対応できるという考えがもしあるとすれば、それは子ども虐待が社会問題となったこの 20 数年間で児相と市町村、警察の間で情報の共有も連携もされず、一時保護の運用の改善もみられず、虐待問題の改善の兆しも見えない現実を無視したもの。
- 5 これまで厚労省や文科省は自治体宛通知をそれなりに出しており、児相の対応方針についても「手引き」を出しているが、これらは強制力がないため自治体も児相も遵守していないところが多く、現在に至るまで信じられないほどの怠慢で救えたはずの子どもの命が救えなかった事例が繰り返されている。そもそも、子ども虐待に関する事務は自治事務であるため厚労省はじめ各省は自治体を十分に指導することができず、関係機関の取組みの実効性を確保するためには法により義務付けるしか手立てがない。

第6 今後必要となる取組み

- 1 子ども虐待死ゼロは最低限必要な緊急の課題であり、法改正を速やかに実現した後、被虐待児の立直り支援、ネグレクト家庭で暮らす子どもへの食事・学習

支援、養護施設入所年齢の引上げ、学習・就労支援、里親、養子縁組あっせんの強化、子どもの死因検証制度の整備、養育費の確保策を含む子育てする貧困家庭への支援、虐待親へのカウンセリング等の総合的な子ども虐待防止施策に直ちに取り組む必要があると思料。

2 子ども虐待のみならず、子どもに対する性犯罪等の凶悪犯罪、児童ポルノ、着エロ、JK散歩、事故、いじめ、体罰などの犯罪、暴力、事故、子どもを性の対象として扱うことから子どもを守るために「子ども安全基本法」の制定、「子ども安全基本計画」の策定等により、子どもを暴力と性の対象とすることを許さない、包括的な子どもの安全確保のための施策を実施する必要があると思料。

3 上記1、2の取組みは、省庁横断的で強力なリーダーシップが必要であることから、本会議終了後も引き続き首相官邸直轄で取り組まれることを強く希望。

第7 さいごに

1 法改正を目指す署名活動の賛同団体・賛同者は多数に上り、署名活動を始めてからも続々と様々な分野の方から賛同する旨の連絡が寄せられている。多くの国民が子ども虐待問題の現状を憂え、国に法改正を強く求めていることは明らかであることを是非政治家の方にはご理解いただきたい。

2 長年この問題に有効な対応をとることのなかった行政で対応することは期待できず(個人的には昨年来多くの省庁に対する要望が無視されていることからも)、本問題には政治が責任もって対応する一法で関係機関に虐待から子どもを守るために必要な対応を義務付ける一しかないものと確信する次第。

[参考文献]

- ・四方燿子、増沢高、大川浩明「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」(子どもの虹情報研修センター 平成15年度研究報告書)
- ・峯本耕治「子どもを虐待から守る制度と介入手法—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題」(明石書店)
- ・柑本美和「イギリスの児童虐待に対する刑事的対応—特に警察の対応について」(「児童虐待と児童保護—国際的視点で考える」(ぎょうせい)所収)
- ・和田一郎ほか「一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」
- ・和田一郎ほか「The social costs of child abuse in Japan」
- ・拙著「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」(中央経済社)
- ・署名活動、求める法改正の内容、賛同団体、これまでの主な虐待死事例、これまでの各省庁への要望の状況、子ども安全基本法、子ども安全基本計画については <http://www.thinkkids.jp/> シンクキッズ・ホームページ参照

Think Kids シンクキッズ —— 子ども虐待・性犯罪をなくす会

検索

Think Kidsとは	子ども虐待の現状	法改正と条例制定の提言	児童ポルノという性的虐待・性犯罪	子どもの死因検証	総合的な子どもの安全
--------------	----------	-------------	------------------	----------	------------

厚木市 理玖ちゃん餓死事件
横浜市 あいりちゃん虐待死事件
など

関係機関の怠慢あるいは制度の不備により救えたはずの子どもの命を救うことができませんでした。

子ども虐待死ゼロを目指す法改正を！

署名のお願い

ネット署名のお願い

子ども虐待死ゼロを目指す法整備を求める署名活動を行っています！

(法改正項目)

- 児童相談所・市町村・警察が連携した被害児の保護活動の強化
- 市町村・警察・児童相談所が連携した所在不明児童の発見・保護活動の強化
- 児童相談所の一時保護を子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 医師と連携した妊娠中・出産直後からの子育て困難な妊産婦の支援
- 虐待を受けた子どもへの精神的ケアの実施

現状は、

- 児童相談所・市町村・警察の虐待情報の共有・連携がなく
- 所在不明児童におそるべき無関心で
- 一時保護も適正には行われず
- 子育て困難な妊産婦への支援も十分でなく

毎年100人もの子どもが虐待死させられています。

法改正の概要はこちら

これまでの主な虐待死の事例はこちら

呼びかけ人

- NPO法人シンクキッズ
子ども虐待・性犯罪をなくす会

主な賛同団体・賛同者(敬称略)

- 日本医師会
- 日本産婦人科医会
- 聖路加国際病院
- 東京都看護協会
- 日本精神科看護協会
- 救急ヘリ病院ネットワーク
- 全国犯罪被害者の会(あすの会)
- 岡村塾
(弁護士・あすの会元代表幹事)
- 岩城正光
(名古屋市副市長・元弁護士)
- 全日本私立幼稚園連合会
- ひょうご被害者支援センター
- 日本小児科学会

有効な対策を講じない 政治・行政への怒りのブログ

30・ブログ30 署名活動のNHK放映のご案内と群馬県の虐待死事例にみる児童相談所の無策

29・ブログ29 「子ども虐待死ゼロ」法改正を求める署名活動に是非ご協力を!!!

28・ブログ28 政府に児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が設置されました

27・ブログ27 虐待による中学生自殺、虐待通告件数7万件超、NPOが

- 2014/9/17 ブログ30 署名活動のNHK放映のご案内と群馬県の虐待死事例にみる児童相談所の無策
- 2014/9/2 ブログ29 「子ども虐待死ゼロ」法改正を求める署名活動に是非ご協力を!!!
- 2014/8/31 ブログ28 政府に児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が設置されました
- 2014/8/11 ブログ27 虐待による中学生自殺、虐待通告件数7万件超、NPOが虐待家庭に急行とのニュースに接しました
- 2014/7/31 ブログ26 子ども虐待死ゼロを目指す法改正を!
- 2014/7/23 ブログ25 岡山県女児監禁事件を機に子ども安全基本法の制定と憲法の改正を
- 2014/7/22 ブログ24 「所在不明児童1603人」との産経新聞の報道がありました
- 2014/7/15 ブログ23 DV家庭に子どもがいる場合には、児童相談所・警察はDVセンター等と連携し子どもを守る活動を
- 2014/7/15 ブログ22 これで何回目か「所在不明児童の発見・保護のための法律を」というのは
- 2014/7/2 ブログ21 妊娠中・出産直後から子育て支援が必要な妊産婦を支援する

法改正が実現するまでの間、実効的な条例の制定も必要です。

モデル条例案を作成してみました。 詳しくは[こちら](#)

各自治体での条例の制定、子ども虐待防止事業の立ち上げのお手伝いさせていただきます！自治体からのご連絡をお待ちしています！ 代表理事後藤啓二の略歴・経験については[コチラ](#)

できるだけ多くの虐待・性犯罪被害を受けた子どもに「心の傷」に対するケアが必要です。シンクキッズでは、これらの子どもたちが、長い人生を前向きに生きていくために専門的な治療・カウンセリングを受けることが必要だと考え、そのための事業を実施します。

この取り組みは、子どもの虐待・性犯罪に専門的に取り組む医師・医療機関や児童相談所、児童養護施設、警察との連携により実施してまいりたいと考えています。

待家庭に急行とのニュースに接しました

[26・ブログ26 子ども虐待死ゼロを目指す法改正を!](#)

[25・ブログ25 岡山県児童監禁事件を機に子ども安全基本法の制定と憲法の改正を](#)

[24・ブログ24 「所在不明児童1603人」との産経新聞の報道がありました](#)

[23・ブログ23 DV家庭に子どもがいる場合には、児童相談所・警察はDVセンター等と連携し子どもを守る活動](#)

病院、保健所、学校など児童相談所の子どもの一時保護しないなどの措置に不安がある方からの通報、相談を弁護士がお受けします。

児童相談所の不適切な対応により、子どもが死亡した事例はコチラ

弁護士に対する相談を受け付けます。
メール・手紙でご相談ください。
必要な場合は直接お会いしてお話をいたします。

〒107-0051
東京都港区元赤坂1-4-21
赤坂パレスビル4B
シンクキッズ あて

info@thinkkids.jp



具体的には、虐待を受け治療・精神的ケアが必要と考えられる子どもについてシンクキッズに連絡する。シンクキッズが専門的な知識・経験を有する医師・臨床心理士を紹介し、治療等に関する経費を負担する、という制度を考えています。現在、複数の都道府県の関係機関と協議中であり、2013年1月現在未実施ですが、協議が整い次第、スタートする予定です。なお、本事業は、当面、法人の事務所がある首都圏・近畿圏で実施してまいりたいと考えています。

専門的な治療・カウンセリングの必要性についてはコチラ

専門的な治療・カウンセリングの実施方法についてはこちら

ご寄付をしてくださる方はコチラ

学校・病院・保健所・警察・PTA・自治体・自治会・マンション等で虐待から子どもを救うための必要な取り組みのお手伝い

ご連絡ください。
詳しくはコチラ

代表幹事後藤啓二の著書
「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」



子育て中のママを応援するイベントを紹介します。

詳しくはコチラ



[↑ ヘッドトップへ]

Think Kids シンクキッズ

子ども虐待・性犯罪をなくす会

Copyright (C) 2014 Think Kids All Rights Reserved.

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

子ども虐待死ゼロを目指す法整備を求める署名簿

児童虐待防止法の改正等により、下記の内容(詳しくは裏面)を実現してください。

- 1 児童相談所・市町村・警察が連携した被虐待児の保護活動の強化
- 2 市町村・警察・児童相談所が連携した所在不明児童の発見・保護活動の強化
- 3 児童相談所の一時保護を子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 4 医師と連携した妊娠中・出産直後からの子育て困難な妊産婦の支援
- 5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・ケアの実施

(取りまとめの方・団体のお名前)

名前	住所(都道府県から)

主な賛同団体・賛同者(敬称略)
日本医師会
日本産婦人科医会
聖路加国際病院
東京都看護協会
日本精神科看護協会
救急ヘリ病院ネットワーク
全国犯罪被害者の会(あすの会)
岡村勲
(弁護士・あすの会元代表幹事)
岩城正光
(名古屋市副市長・元弁護士)
全日本私立幼稚園連合会
ひょうご被害者支援センター
日本小児科学会

「子ども虐待死ゼロは
国・社会・大人の責任です！」

- ・虐待死させられる子どもは明らかなものだけで毎年 100 人
- ・最悪命の危険のある所在不明児童は約 2,900 人
- ・厚木市理玖ちゃん餓死事件など児童相談所、市町村、警察の連携不足、怠慢が原因で虐待死防げなかつた事例多数
- ・0 歳児の虐待死が最多。妊婦からの支援が不可欠
- ・性虐待等重度の被虐待児の心の傷(トラウマ)は深刻

ご署名の上、下記まで郵送ないしは FAX お願いします。

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B

NPO 法人シンクキッズ-子ども虐待・性犯罪をなくす会

FAX: 03-6434-5996 詳しい内容は <http://www.thinkkids.jp/>

[子ども虐待死ゼロを目指す法整備の概要]

1 児童相談所、市町村、警察が連携して被虐待児を保護する

- (1) 児童相談所、市町村、警察は、虐待家庭に関する情報を共有し、連携して定期的に家庭を訪問し、子どもの安全を目視で確認し、親への指導・支援を行う。
- (2) 児童相談所、市町村は、虐待家庭が所在不明、親の調査拒否など子どもに危険が認められる場合には、警察に通報し連携して子どもの発見・保護を図る。
- (3) 警察は、児童相談所からの通報や110番等により虐待を受けている子どもを発見し生命・身体に重大な危険があると認められる場合には、緊急に子どもを保護し、その身柄は速やかに児童相談所に預ける。
- (4) 国は、虐待家庭が転居した場合でも転居先で子どもへの危害を防止し、親に必要な支援をすることができるよう、全国データベースを整備する。

2 市町村、児童相談所と警察が連携して所在不明児童を発見し、保護する

- (1) 市町村は、未就学あるいは健康診査未受診で所在不明の子どもについて、関係部局・関係自治体間でシステムの整備を含め必要な情報共有を行い、所在調査の上その安全を目視で確認することとし、確認できない場合には警察に発見保護を要請する。DVからの避難の場合等には情報漏えいの防止措置を講ずる。
- (2) 自治体、郵便局、電話会社等は、市町村・警察から所在不明の子どもの発見・捜索のため転居先その他の情報提供の要請を受けた場合には、協力する。

3 児童相談所が一時保護を子どもの命を最優先として行うようにする

- (1) 児童相談所は、一時保護の判断に当たっては、子どもの安全を最優先とし、保護した子どもを親に引き渡す場合には、警察、市町村の協力を得て、安全確保計画の策定及び継続的な安否確認と親への指導を行わなければならない。
- (2) 児童相談所は、医師の虐待の疑いが強いとの見解には原則として従うものとし、虐待通報した保育所・幼稚園・病院・市町村等の意見を尊重するものとする。

4 妊娠中・出産直後から子育て支援が必要と思われる妊産婦等を支援する

医師は、望まない妊娠等子育て困難と思われる妊産婦を認めた場合には市町村・保健所又は児童相談所に連絡するよう努め、これらの機関は親に対して必要な支援(要請に応じて養子縁組あっせんを含む)を連携して行うものとする。

5 虐待を受けた子どもが精神的な治療を受けることができるようする

国は、性虐待その他の重度の虐待を受けた子どもが無償で精神的な治療・ケアを受けることができる制度を整備することとする。

私の視点

弁護士、NPO法人「シンクキッズ」代表理事



神奈川県厚木市で5月下旬、5歳の男の子が父親に置き去りにされ、8年前に餓死させられていた痛ましい事件が明らかになった。この子だけではない。毎年100人もの幼い命がこの国のことから奪われている。昨年度の虐待相談は7万3千765人で1990年度の67倍。いわゆる「所在不明児童」は今年5月現在で約2900人、棄児・置き去り児童は毎年約200人に上る。子は親を選べない。一刻も早い虐待死防止策が必要だ。

も児相に通告するのみで積極的な協力をしない。
イギリスやアメリカでは警察と日本の児相にあたる組織が虐待情報を共有し、緊密に連携して対応する。日本でも関係機関が虐待情報を共有し、人を出し合い、頻繁に家庭を訪問して子どもの安否を確認し、親への指導や援助をする取り組みが急務だ。

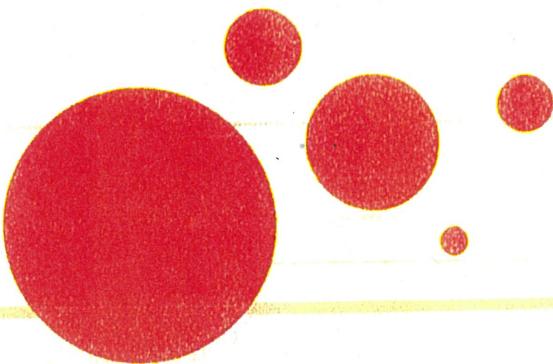
虐待あるいは所在不明児童に関する全国的な情報システムがないことも問題だ。虐待家庭が転居すると対応ができなくなり、所在不明児童の調査も進まない。望まぬ妊娠や子育て困難な妊産婦を市町村が把握する制度がないことも、0歳児の虐待死を防げない原因となっている。

私が代表理事を務めるNPO法人「シンクキッズ 子ども虐待・性犯罪をなくす会」は、日本医師会をはじめ多くの方々の賛同を得て、「子

も虐待死ゼロ」を目指して児童虐待防止法などの法改正を求める署名活動を始めた(<http://www.thinkkids.jp/>)。①児童相談所・市町村・警察の虐待情報の共有と緊密な連携②虐待家庭、所在不明児童に関する全国的な情報システムの整備③一時保護の適正化④医師からの子育て困難な妊産婦の通報⑤性虐待などの被虐待児への無償の精神的ケアの実施、が柱だ。政府も8月、「児童虐待防止対策副大臣会議」を設置した。児童虐待は縦割りの組織では対応できない。官邸主導で対策に乗り出したことは評価できる。この会議に法改正の実現を働きかけていくつもりだ。虐待される子どもは声を上げるしができない。誰からも忘れた被虐待者なのだ。小さな命を守ることは、大人の、社会の、国の最低限の責任だと考へる。

9月30日第2回児童虐待防止対策に関する
副大臣等会議における“増沢 高氏”提出資料

アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について



1. 各国の概況と日本との比較 (2014年7月現在)

日本	アメリカ	イギリス
総人口(子人口)約 12,730万 (2,047万)	32,010万人 (7,520万)	6,310万人 (1,376万)
首都 東京(約1300万人)	ワシントンD.C. (約60万人)	ロンドン (約758万人)
政体 (立憲君主制)	大統領制、連邦制	立憲君主制
合計特殊出生率(2011) (193か国中;平均2.5)	1.4(179位)	2.0(119位)
GDP(国)(2011)10億US\$ (185か国中)	5960(3位)	16245(1位)
GDP(一人当たり)(2011) US\$(183か国中)	46839(18位)	51163(17位)
国民負担率 41.6%(2014)	30.8%(2011)	47.7%(2011)
所得間格差(ジニ係数) (2011)(30国中)	0.329(20位)	0.389
相対貧困率(mid2000)	14.9%	17.1%
子どもの貧困率(mid2000)	13.7%	20.6%
医療 一部負担	3割負担	全額負担
教育 無料	無料	原則無料

1. 各国の概況と日本との比較

(2014年7月現在)

	日本	スウェーデン	フィンランド
総人口(子人口)約	12,730万 (2,047万)	950万 (190万)	544万 (108万)
首都	東京(約1300万人)	ストックホルム(約86万人)	ヘルシンキ(61万)
政体	(立憲君主制)	立憲君主制	共和制
合計特殊出生率(2011)(193か国中;平均2.5)	1.4(179位)	1.9(129位)	1.83(149位)
GDP(国)(2011)10億US\$(185か国中)	5960(3位)	524(22位)	264(38位)
GDP(一人当たり)(2011) US\$(183か国中)	46839(18位)	55072(14位)	45741(22位)
国民負担率	41.6%(2014)	58.2%(2011)	59.2%(2012)
所得間格差(ジニ係数)(2011)(30国中)	0.329(20位)	0.273(2位)	0.268(2008)
相対貧困率(mid2000)	14.9%	5.3%	7.3%
子どもの貧困率(mid2000)	13.7%(19位)	4.0%	4.2%(3位)
医療	3割負担	無料	ほぼ無料
教育	一部負担	無料	ほぼ無料

2.児童虐待対応の基本的な考え方

児童虐待：他者からの人権侵害行為（日本：保護者による）

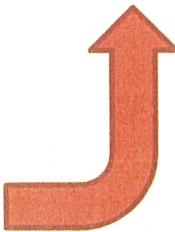
L1.発生予防

地域子育て支援
母子保健、教育



L2.早期介入・保護

児童相談所
市區町村



L3.介入後の支援

在宅支援（市區町村）：約9割
社会的養護（施設・里親）：約1割
約4万5千人（児童人口の0.2%）





4

II. アメリカの児童虐待対応

1.アメリカの児童虐待の現状

-Child Protective Services (CPS) の虐待対応-

☆児童人口：約**7500万人(2014年)** ※日本：約**2050万人**

(1) CPS全相談ケース：約**340万件**
→ 内**62%**を通告として受理

(2) CPSへの通告数：約**210万件**

通告元

専門機関**58.7%**、非専門機関**18%**、それ以外**23.3%**

(3) CPSが対応した児童数

3,165,572人



(3) 子どもの被害

①虐待が認められた：約**686,000人** ※日本：**73,765件**

0歳児：21.9% 就学前（0歳～6歳）：88.6%

医療ネグレクト	ネグレクト	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
15,705	531,241	124,544	57,880	62,932

②虐待が認められなかつた：約**2,498,000人**

(5) 加害者

親：81.5%（両親19.4%、母親36.6%、父親18.7%）

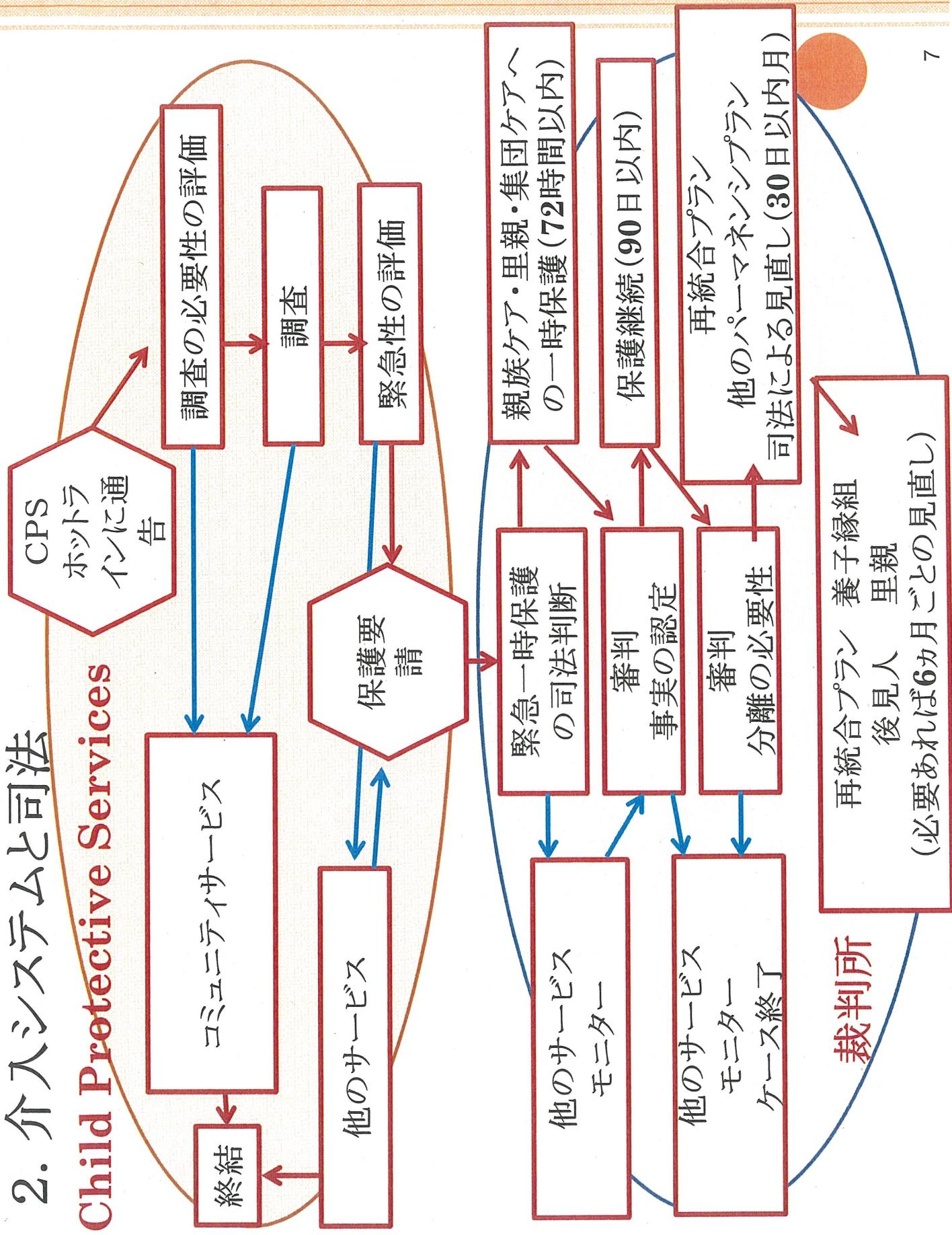
親以外：12.0%

④虐待による死亡児童数：**1640人**

0歳児：44.4% 未就学児童：86.5%

2. 介入システムと司法

Child Protective Services



3. CPS(児童相談所)の体制の充実

- ・日本より圧倒的に多いソーシャルワーカー(SW)

例: ロサンゼルス郡

人口約870万

CPSは17支所

SWは約3,500人 他職員を合せれば6,000人
緊急対応を行うため夜間シフト制を行っているところが多い

比較例: 横浜市

人口約370万

児相は4ヵ所

SWは81人

児童心理司29人 児童相談所職員総数 373名 (嘱託職員を含む)

夜間非常勤職員で対応

4. 警察との協働

(1) 各々の生活における警察の関与

・犯罪率

USA: 約80人/1000人 (世界8位)

日本: 約19人/1000人 (世界34位)

※凶悪犯罪ほど開きが大きい

・警察とメンタルサービス

不登校児童への対応の例

(2) 児童虐待事案に対するCPSとのクロスレポート

(ロサンゼルスの例)

・児童虐待ケースに対して同一の情報を共有する

・役割分担

性的虐待と重度な身体的虐待→警察

軽度な身体的虐待とネグレクト、心理的虐待→CPS

5. 司法面接

(1) 重要な事実の立証

- ・真実と誘導された解答
- ・誘導性を排除した面接の必要性 (vs. カウントセーリング)

(2) 司法面接 (Forensic Interview) の特徴

- ・誘導性が排除されたオープンエッシュョン
- ・専門のトレーニングを受けた有資格者による
流派は多様

- ・複数回の質問を行わず、司法の場で証拠として提出可能
- ・ただし立件率は10%を切る

(3) 背景にある事件

- ・マクマーテインプレスクール事件など(映画「誘導尋問」)

6. 支援

(1) 里親と在宅支援

- ・虐待が認められた子ども：**686,000人**
 里親：**146,000件**、在宅支援のみ：**233,000件**
- ・虐待が認められた子ども：**2,498,000人**
 里親：**101,000件**、在宅支援のみ：**709,000件**

(2) 在宅支援の強化

☆ 州ごと、地域ごとに異なる

例) プロミスネイバーフット

ニューヨーク、フライデルフィア、ボルチモア
貧困層の養育支援、子どもを孤立化させない支援

例) ハーレムチルドレンセンター

マンハッタン北部の97ブロックを対象(貧困地域)

20以上のプログラム

約8割の子どもが利用したことがある

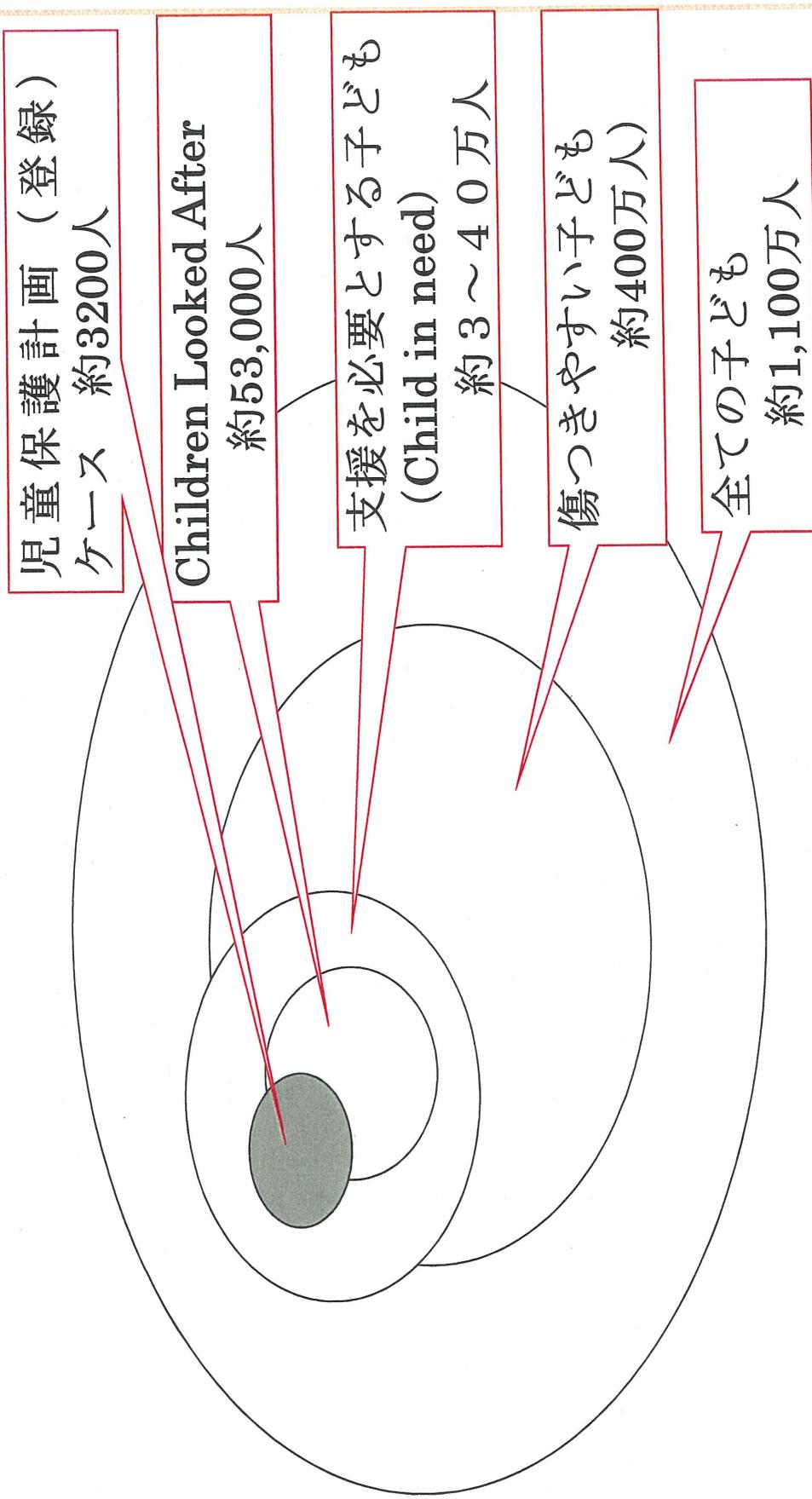
特徴のまとめ

1. 把握される専門分野の多さ
2. 通告と介入を重視した対応(L2中心)
3. CPSの体制の充実
4. 警察と司法が強く関与
5. 証拠主義に基づく対応
司法面接の開発
6. 近年、予防的支援が重視されてきている
7. 裏付けとなる疫学的調査や研究が活発



III. イギリスの児童虐待対応

1. 子ども虐待対応の考え方



Department of Health 2000 より

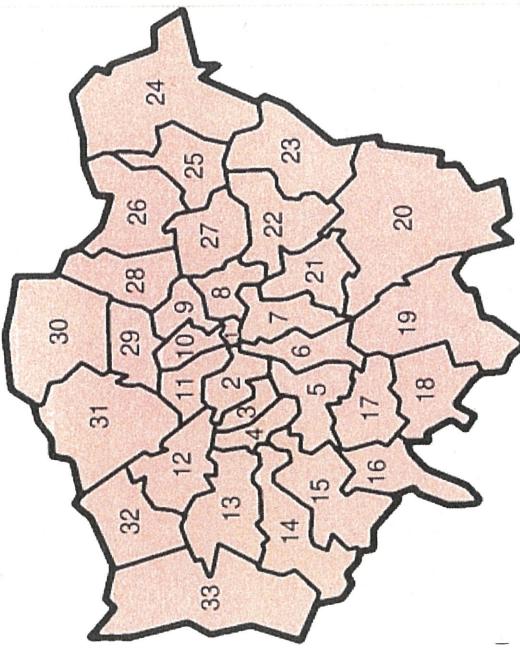
2. 英国のソーシャルサービスの対応状況

- ・児童人口：1376万人
- ・通報受理件数：615,000(11)、545,500件(07)
- ・初期アセスメント：439,800(11)、305,000件(07)
- ・コアアセスメント：185,400(11)、93,400件(07)

・Child Protection Plan (CPP) 児童保護計画(登録) ケース数と虐待種別(3/31時点)

	2007	2008	2009	2010	2011
CPPケース	27900	29200	34100	39100	42700
ネグレクト	12500	13400	15800	17200	18700
身体的	3500	3400	4400	4700	4500
性的	2000	2000	2000	2200	2300
情緒的	7100	7900	9100	11400	12100
混合/不特定	2700	2500	2900	3400	5000

3. ソーシャルサービス(児相)の状況



ロンドン(人口約758万人)の例

・SSは各区内に配置: 小さなエリアで展開

サザークSS(7): 約27万人

ケジントン&チエルシーSS(3): 約17万

・心理アセスメント等は、必要に応じて外部

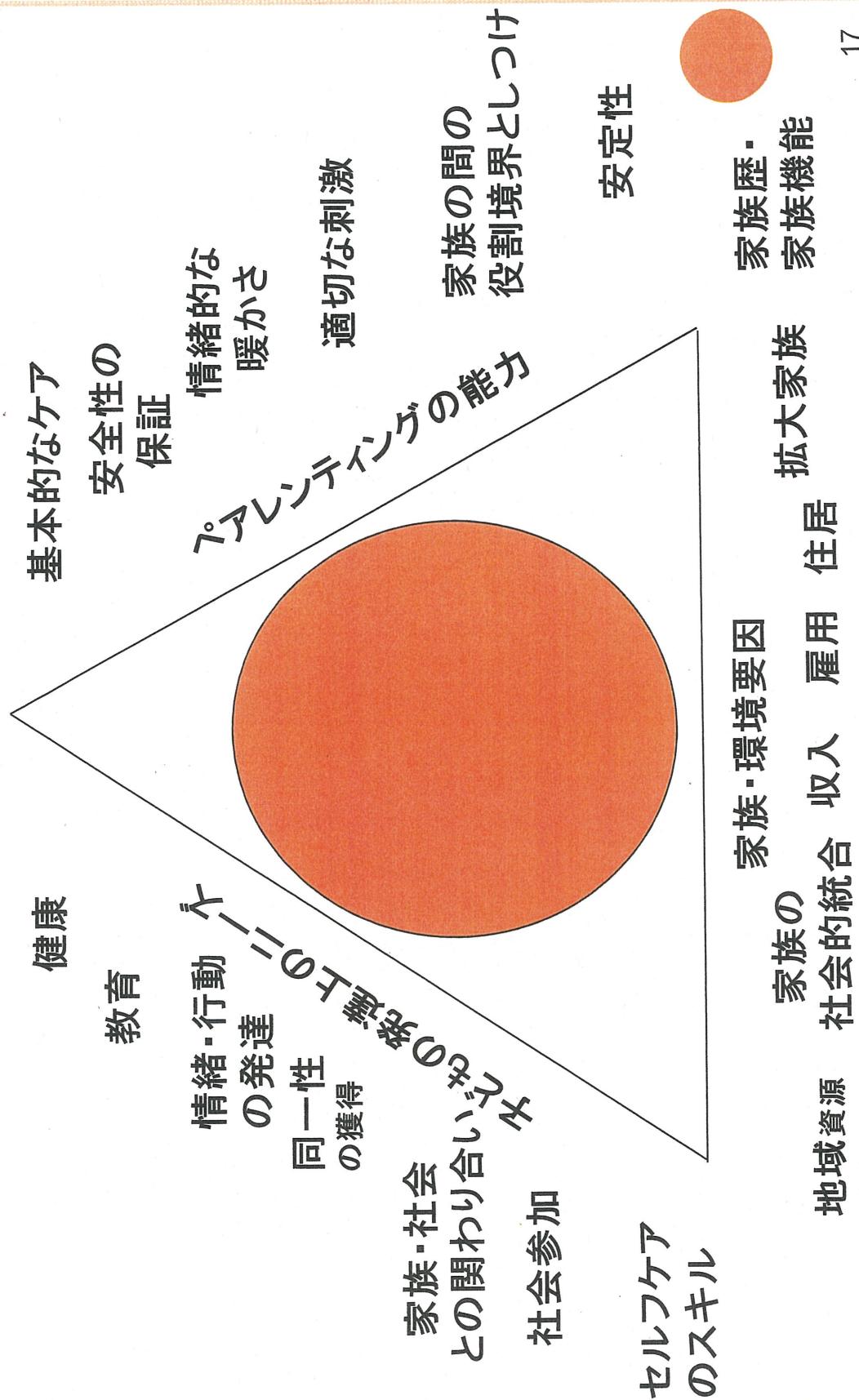
アセスメントは大きな課題

・緊急一時保護は警察、その他の一時保護は司法が判断する

・一時保護所ではなく、里親に一時保護

4. アセスメントに基づく支援

Department of Health 2000 より



5. 人生早期からの支援の充実

(1) シュアスタート

貧困、社会的排除による子どもへの長期的な影響を止めるための施策（
1999年～）

妊娠期から14歳までの家族と子どもへのサービス
SW、保育士、保健師、看護師、助産師等の協働による支援

(2) 地域のチルドレンズセンターでシュアスタートを展開
貧困地域から始まり、イギリス全土に展開
☆ 約3,600か所(2011年)

6. 地域での機関協働における支援

LSCB (Local Safe Guarding Children Board)
機関協働（ワーキングトゥギャザー）の推進
合同研修
支援の評価

6. 治療施設について

Therapeutic Community:

情緒的な課題を抱えた子どもたちが入所し、治療的生活、心理治療、学校教育から成る総合的治療環境の中で生活し、問題を改善しつつ成長していく施設。

イギリス全土で14か所

対象：

小学生年齢から思春期で被虐待児が多い
里親不調の子が多い。何十回も替わった子もある
問題行動の中心は、暴力と性化行動。

資金：

福祉、教育、メンタルヘルスの財源から資金を受け運営。子ども一人につき年間123,000ポンド(約2千万)が平均的



THE CALDECOTT FOUNDATION

- 定員：46名 5歳～18歳

6ホームに各4～9名

全員個室

- スタッフ：200名（ケアワーカー

セラピスト、教員、調理員等

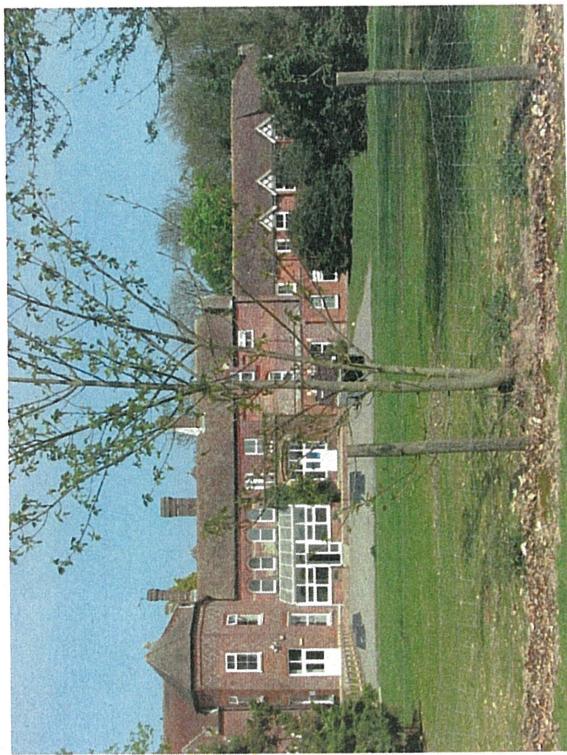
- 治療期間：概ね2年

- 経費：3,500ポンド／1人・週

- 併設施設：アセスマントセシナー（最長6ヶ月間）、里親支援機関、自立援助施設

- 入所前：1～3回の訪問、施設見学（1泊）

- 退所後：実家か里親（長く安定した暮らしが目標）
ここでも難しい場合、Secure Unit



THE MULBERRY BUSH SCHOOL

現員：30名 5歳～12歳

4ホームに各8名
すべて個室

スタッフ：108名

ケアチーム：39名

教員チーム17名

セラピーチーム：4名

ファミリーチーム：3名

緊急対応チーム：8名

・治療期間：概ね3年

・経費：151,000ポンド／1人・年 約2000万円



特徴のまとめ

1. 整備された通告、介入システム（アメリカ型）
2. アセスメントの重視
3. 虐待や貧困の連鎖を断ち切るための支援の強化
 - (1) 予防的支援の強化（ヨーロッパ型）
シユアスタート 多機関協働による在宅支援
 - (2) 治療的支援の強化
治療施設 治療型里親の充実
4. 裏付けとなる疫学的調査や研究が活発



IV. 北欧の児童虐待対応

1. 小さなエリアで展開するソーシャルサービス

ソーシャルサービス(児相)の配置の例

○スウェーデン

- ・スパガ&テンヌタSSS: 人口3万5千人—スタッフ15名
- ・ソーテルマルムSSS: 人口12万人—スタッフ45名

○デンマーク

- ・プロンズホイ子ども家庭センター: 人口8万人—スタッフ90名

○日本

- ・東京都中央児相: 215万—62名
- ・横浜市中央児相: 94万—76名
- ・愛知県一宮児相: 81万—26名
- ・北海道帯広児相: 35万—40名
- ・鳥取県倉吉児相: 11万—12名
- ・島根県浜田児相: 15万—20名



2. 小さなエリ亞で展開する予防的支援の充実

(1) ネウボラ(ファインランド)

妊娠期から就学までの切れ目のない支援

例: タンペレ市 人口約20万

ネウボラを30ヵ所に設置

対象: 2500名の妊娠、16000人の乳幼児に支援
医師、保健師、SW、心理職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、保育、看護師等による協働による支援

サービスは無料で100パーセントが利用

妊娠期、4ヵ月、18ヵ月、4歳、1年生、5年生、8年生時でのアセスメント(2011年より)

(2) ファミリーセンター(スウェーデン)

例 スパガ・テンスター区のファミリーセンターの実践

人口 約35,000人 平均年間出生数は350人

①マタニティケア

助産師4名。嘱託の産婦人科医・小児科医(週に1回)。

・妊娠してから出産までのプロセスに関わり、アドバイスを行う。

・一日平均5～15人の相談がある。

② チャイルドヘルスケア

0歳から5歳までの子どもと家族(年間約2000人が来所) 看護師5名。

・子どもの健康診断と予防接種。障害等があれば専門家に委ねる。

③ オープン保育

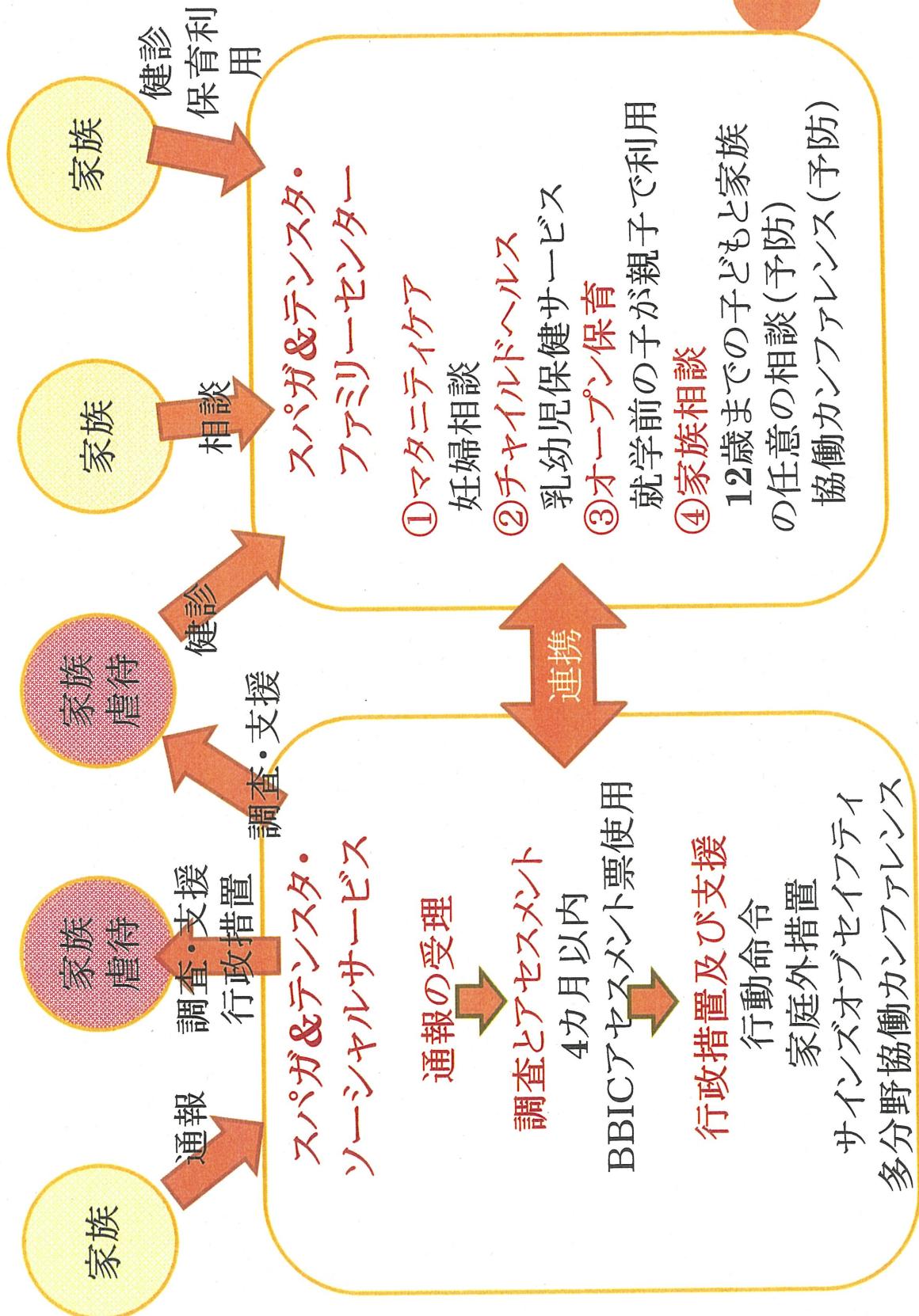
月～金曜の8:30～15:30のオープン保育。保育士2名。保育所に通う前の子どもが親と一緒に好きな時間に来て遊び、相談できる場。一日平均20～25人が利用しており、5～6時間過ごす。

④ 家族相談

0歳から12歳までの子どもとその家族で、任意の相談に応じる。

ソーシャルワーカー3名、家庭訪問する職員1名

ファミリーセンターとソーシャルサービスとの連携



特徴のまとめ

1. 通報よりも相談を重視
2. 妊娠期からの予防的支援の充実
3. 小さなエリアで展開する支援
把握しやすい、手が届きやすい
4. 子育て支援の充実
子ども家庭福祉の充実がもたらしたもの
安心できる子育て
女性の社会進出
女性の福祉雇用の拡大
安定した雇用と税収の安定
少子化の改善

